

対象事業等

補助対象	対象となる者の条件	対象となる事業	補助金の額
地域団体	<p>次の各号に掲げる全ての要件に該当する団体</p> <p>(1) 地域の活性化に資する活動を行う団体</p> <p>(2) 団体の運営に関する規則(規約、会則等)の定めがある団体</p> <p>(3) 淡路市暴力団排除条例(平成25年淡路市条例第9号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない団体</p> <p>(4) 淡路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を構成員に含まない団体</p>	<p>次の各号に掲げる全ての要件に該当する事業</p> <p>(1) 地域の課題解決、交流促進、活性化等に資する事業</p> <p>(2) 営利を目的としない事業</p> <p>(3) 政治的又は宗教的活動を目的としない事業</p> <p>(4) 補助金の交付の決定を受けた年度内に完了することができる事業</p> <p>(5) 県、市その他の団体からの補助金等を受けていない事業</p>	<p>1団体につき上限20万円(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)</p>
町内会等	<p>(1) 指定寄附分 寄附者が指定した町内会等</p> <p>(2) 一般分 全ての単位町内会</p>	<p>次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する事業</p> <p>ア 伝統又は文化芸能の保存又は運営に関する事業</p> <p>イ 集会所の修繕、備品の購入等に関する事業</p> <p>ウ 地域の緑化、美化等に関する事業</p> <p>エ 地域の課題解決、交流促進、活性化等に資する事業</p> <p>オ アからエまでに掲げる課題解決、交流促進、活性化等に資する事業で、複数の町内会等で実施する事業</p> <p>(2) 営利を目的としない事業</p> <p>(3) 政治的又は宗教的活動を目的としない事業</p> <p>(4) 補助金の交付の決定を受けた年度内に完了することができる事業</p>	<p>(1) 指定寄附分 寄附者から指定された町内会等への淡路市夢と未来へのふるさと寄附金の総額から、当該寄附金の謝礼として発送する特産品等に要する費用の総額及び当該町内会等に交付したこの号の区分の補助金の総額を差し引いた額。ただし、一般分の補助金を利用する場合にあっては、補助対象経費に一般分の補助金を充当した後の補助対象経費に相当する額の範囲内とする。</p> <p>(2) 一般分 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)で、1町内会につき、1年度限り上限50万円</p>